

本学学生による大麻取締法違反事件について

10月2日、本学学生が大麻取締法違反（大麻の所持・譲渡）の容疑で警察に逮捕されるという事件がマスコミ各社によって報じられました。その後、本学独自の調査により、本学学生が大麻を所持し吸引していた事実が判明しました。まさに痛恨の極みであります。

大学としては、今後とも事実関係の正確な把握に努めるとともに、再発防止に向けて全力を尽くします。

事件の全容解明までには、まだ時間を要する段階ではありますが、事柄の重大性に鑑み、学生諸君にお知らせします。

大麻は、それを所持すること自体が大麻取締法に違反する犯罪行為ですし、大麻等の薬物乱用は、本人の健康のみならず精神をも破壊します。マスコミでは、若い世代の間に薬物乱用が拡大していると報じていますが、ルール遵守の気持ちの薄らいでいると言わざるを得ません。今回の事件を決して他人事として済ませず、この機会に改めてすべての学生諸君が法政大学の学生としての本分を自覚し、良識ある行動をとるよう希望します。

2008年10月7日

法政大学